

学校法人北里研究所広報倫理ガイドライン

2021年5月21日制定

(目的)

第1条 このガイドラインは、「学校法人北里研究所における広報に関する基本方針」に基づき、教職員が広報活動を行う上での規範を示すものである。

(ガイドラインの内容)

第2条 このガイドラインの内容は、次の各号に定めるものとする。

(1) 第三者の権利の尊重と法令遵守

第三者の基本的人権、プライバシー権、肖像権、著作権、商標権等を侵害しないよう注意を払い、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 正確性の保持

情報をわかりやすく伝えるように努め、不正確な情報、誤解を招く恐れのある情報、あるいは歪曲された情報を発信してはならない。発信した内容に、重要な誤りがあることが判明した場合は、迅速かつ正確に訂正しなければならない。

(3) 差別的表現の禁止

差別や偏見を含む表現を行ってはならない。

(4) 誹謗中傷の禁止

特定の個人や団体に対する誹謗中傷を含む情報を発信してはならない。

(5) 守秘義務・個人情報の保護

個人情報の保護に努め、職務上知り得た機密情報や守秘義務のある情報を発信してはならない。

(6) 商業用広告の取り扱い

本法人の広報活動に寄与しない商業用広告を出稿してはならない。

(主管部署)

第3条 このガイドラインの主管部署は、法人本部総務部とする。

(ガイドラインの改廃)

第4条 このガイドラインの改廃は、学部長会の議を経て、北里研究所理事会において決定する。

附 則 (北学総第 2021-02492 号)

(施行期日)

このガイドラインは、2021年5月21日より施行する。